香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月25日

香川県知事　　池　　田　　豊　　人

香川県規則第24号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（水質特定施設） 第10条　略 （条例第２条第11項の規則で定める行為） 第10条の２　条例第２条第11項の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （１）　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第１３７号）第８条第１項の規定による許可を受け、若しくは同法第９条の３第１項の規定による届出をした一般廃棄物処理施設又は同法第15条第１項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において堆積をする行為 （２）　鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第13条第１項の規定による届出をした特定施設において堆積をする行為 （３）　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第１項の規定による指定を受けた要措置区域又は同法第11条第１項の規定による指定を受けた形質変更時要届出区域（同法第６条第１項に規定する汚染の除去等の措置が講じられる場合に限る。）において堆積をする行為 （４）　土壌汚染対策法第17条の規定による汚染土壌の運搬に関する基準に従い汚染土壌を一時的に保管する施設において堆積をする行為 （５）　土壌汚染対策法第22条第１項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において堆積をする行為 （６）　製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為 （７）　その他生活環境の保全上必要な措置が図られていると知事が認める行為 （揚水施設）	（水質特定施設） 第10条　略 （揚水施設）

第11条　条例第２条第14項の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超える施設（専ら防災その他保安の用途に供するものを除く。）とする。 （振動発生施設） 第12条　条例第２条第17項の規則で定める施設は、別表第５に掲げる施設とする。 （汚染発見時の届出を要しない場合） 第35条の２　条例第50条の規則で定める場合は、土壌の汚染を発見した場合であって、その発見が土壌汚染対策法第３条第１項若しくは第８項、第４条第３項若しくは第５条第１項の規定による調査によるものであるとき、同法第４条第２項の規定により提出したとき、又は同法第14条第１項の規定により申請したときとする。	第11条　条例第２条第10項の規定で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が２以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超える施設（専ら防災その他保安の用途に供するものを除く。）とする。 （振動発生施設） 第12条　条例第２条第13項の規定で定める施設は、別表第５に掲げる施設とする。 （汚染発見時の届出を要しない場合） 第35条の２　条例第50条の規則で定める場合は、土壌の汚染を発見した場合であって、その発見が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第１項若しくは第８項、第４条第３項若しくは第５条第１項の規定による調査によるものであるとき、同法第４条第２項の規定により提出したとき、又は同法第14条第１項の規定により申請したときとする。

第51条の次に次の19条を加える。

（土砂基準）

第51条の２　条例第62条の２の土砂基準は、別表第21の２の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（特定埋立て等の実施等の届出）

第51条の３　条例第62条の８第１項、第62条の９第１項本文又は第62条の13第１項若しくは第３項の規定による届出は、特定埋立て等実施（変更）届出書（第18号様式の２）により行わなければならない。

２　条例第62条の８第１項第13号の規則で定める事項は、県外土砂等（県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。）の使用の有無とする。

３　条例第62条の８第２項第１号の規則で定める公共団体又は公共的団体は、次のとおりとする。

（１）　国立研究開発法人森林研究・整備機構

（２）　独立行政法人水資源機構

（３）　土地開発公社

４　条例第62条の８第２項第３号の規則で定める特定埋立て等は、次に掲げる特定埋立て等（県外土砂等を使用しないものに限る。）とする。

（１）　みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第２号）第16条第１項の規定による協議を要しない土地開発行為である特定埋立て等

（２）　土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う特定埋立て等であって、当該区域内において採取された土砂等のみを使用するもの

（３）　前号に規定する区域以外の場所から採取された土砂等を使用して行う特定埋立て等であって、当該土砂等の量が１万立方メートル未満のもの

（４）　土地の通常の管理のために必要な特定埋立て等

５　条例第62条の８第３項（条例第62条の９第２項及び第62条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定により第１項の届出書に添付しなければな

らない書類は、次の各号（第51条の６に規定する特定埋立て等にあっては、第10号及び第11号を除く。）に掲げる書類とする。
（１）　特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の位置図、地籍図、利用計画平面図、縦横断面図及び求積図
（２）　特定埋立て等に供する埋立て等区域の土地の登記事項証明書
（３）　特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の３）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第50条第１号に規定する環境計量士（濃度関係）（以下「環境計量士」という。）が発行したものであって、当該表土が土砂基準に適合することを確認できるものに限る。）
（４）　埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置図
（５）　関係市町の範囲の算定資料及び当該範囲の図面
（６）　届出をする者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
（７）　届出をする者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。第51条の20第２項第３号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
（８）　香川県の県税に係る納税証明書（届出をする者が香川県内に住所等を有しない場合にあっては、住所がある都道府県の都税又は道府県税に係る納税証明書）
（９）　条例第62条の10に規定する利害関係人の同意を得たことを証する書類
(10)　特定埋立て等施行周知実施状況報告書（第18号様式の４）
(11)　特定埋立て等施行説明実施状況報告書（第18号様式の５）
(12)　特定埋立て等に供する埋立て等区域の現況写真
(13)　その他知事が必要と認める書類
（条例第62条の10の規則で定める者）
第51条の４　条例第62条の10の規則で定める者は、次のとおりとする。
（１）　特定埋立て等に供する埋立て等区域内からの排水の第１次放流先の水利権を有する者
（２）　埋立て等区域内の浸透水を採取するための措置に供する土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者
（住民への周知の方法）
第51条の５　条例第62条の11の規則で定める措置は、次に掲げるいずれかの措置（県外土砂等を使用する特定埋立て等にあっては、第１号に掲げる措置）とする。
（１）　特定埋立て等の内容についての説明会を開催すること。
（２）　特定埋立て等の内容を記載した書類を、当該特定埋立て等に供する埋立て等区域の周辺地域の住民に配布すること。
（３）　特定埋立て等の内容を当該特定埋立て等に供する埋立て等区域内又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、インターネットを利用する方法により一般の閲覧に供すること。
２　県外土砂等を使用しない特定埋立て等であって、知事が特に必要がないと認めるものについては、前項の規定にかかわらず、条例第62条の11（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による措置は要しないものとする。
（関係市町長への説明の省略）
第51条の６　前条第２項の規定により条例第62条の11（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による措置を要しないものとされた特定埋立て等については、条例第62条の12（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による説明は要しないものとする。

（条例第62条の13第１項の規則で定める変更等）
第51条の７　条例第62条の13第１項の規則で定める変更は、次のとおりとする。
（１）　条例第62条の８第１項第１号、第８号、第10号又は第11号に掲げる事項の変更
（２）　その他知事が適当と認める事項の変更
２　条例第62条の13第３項の規則で定める書類は、第51条の３第５項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類とする。
（特定埋立て等実施基準）
第51条の８　条例第62条の14の特定埋立て等実施基準は、別表第21の３（第51条の６に規定する特定埋立て等にあっては、５の項及び６の項を除く。）のとおりとする。
（条例第62条の15第１項の規則で定める場合等）
第51条の９　条例第62条の15第１項の規則で定める場合は、特定埋立て等に県外土砂等を使用しない場合とし、同項の規則で定める日数は、30日とする。
（土砂等の搬入の届出）
第51条の10　条例第62条の16第１項又は第３項の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入（変更）届出書（第18号様式の６）により行わなければならない。
２　県外土砂等でない土砂等の搬入については、条例第62条の16第１項の規定による届出は要しないものとする。
３　条例第62条の16第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定により第１項の届出書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
（１）　土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（第18号様式の７）
（２）　土砂等の汚染状態についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の３）、当該試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）
（展開検査等の省略）
第51条の11　県外土砂等でない土砂等の使用については、条例第62条の19第１項の規定による検査は要しないものとする。
（土砂等管理台帳の作成）
第51条の12　条例第62条の20の土砂等管理台帳は、特定埋立て等土砂等管理台帳（第18号様式の８）によらなければならない。
２　県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の20の規定による土砂等管理台帳の作成は要しないものとする。
（特定埋立て等施行状況報告）
第51条の13　条例第62条の21第１項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から１年ごとに、当該期間満了後３週間以内（条例第62条の25第１項又は第２項の規定による届出をした場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、特定埋立て等施行状況報告書（第18号様式の９）により行わなければならない。
２　第51条の10第２項の規定により条例第62条の16第１項の規定による届出を要しないものとされた土砂等については、前項の報告書に、第51条の10第３項第１号の土砂等採取場所証明書を添付しなければならない。
（水質検査等結果報告）
第51条の14　条例第62条の21第２項の規定による報告は、特定埋立て等を開始した日から１年ごとに、当該期間満了後３週間以内（条例第62条の25第１項若しくは第２項の規定による届出をした場合又は当該届出を当該期間満了後３月以内にする場合にあっては、知事が別に定める日まで）に、水質検査等結果報告書（第18号様式の10）により行わなければならない。
２　前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）　水質検査又は土壌検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（第18号様式の３）
（２）　水質検査又は土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真

（３）　水質検査又は土壌検査の結果を証する書類（環境計量士が発行したものに限る。）
（４）　その他知事が必要と認める書類
（水質基準）
第51条の15　条例第62条の21第３項の水質基準は、別表第21の４の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
（関係書類等の縦覧の省略）
第51条の16　県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の22の規定による関係書類等の縦覧は要しないものとする。
（関係書類等の保存）
第51条の17　条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は、条例第62条の８第１項、第62条の９第１項本文又は第62条の13第１項の規定による届出をした者の住所又は所在地において直ちにその内容を確認できる方法により行わなければならない。
２　県外土砂等を使用しない特定埋立て等については、条例第62条の23の規定による関係書類等の保存は要しないものとする。
（標識）
第51条の18　条例第62条の24の規則で定める標識は、特定埋立て等に関する標識（第18号様式の11）によらなければならない。
（完了等の届出）
第51条の19　条例第62条の25第１項の規定による届出は、特定埋立て等完了届出書（第18号様式の12）により行わなければならない。
２　条例第62条の25第２項の規定による届出は、特定埋立て等休止（廃止）届出書（第18号様式の13）により行わなければならない。
３　前項の届出書には、特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止又は廃止のために講じた措置の内容を確認できる計画書、図面その他の書類を添付しなければならない。
４　条例第62条の25第３項の規定による届出は、特定埋立て等再開届出書（第18号様式の14）により行わなければならない。
（承継の届出）
第51条の20　条例第62条の26第２項の規定による届出は、特定埋立て等承継届出書（第18号様式の15）により行わなければならない。
２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
（１）　承継した事実を証する書類
（２）　承継した者が法人である場合にあっては、その法人の登記事項証明書
（３）　承継した者が個人である場合にあっては、その個人の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
（４）　その他知事が必要と認める書類
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第１（第４条、第18条関係） 略 備考　鉱山保安法第２条第２項本文に規定する鉱山に設置される施設は、除くものとする。	別表第１（第４条、第18条関係） 略 備考　鉱山保安法<u>（昭和24年法律第70号）</u>第２条第２項本文に規定する鉱山に設置される施設は、除くものとする。

別表第21の次に次の３表を加える。

別表第21の２（第51条の２関係）

カドミウム	検液１リットルにつき0．003ミリグラム以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒（ひ）素	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であり、かつ、埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等１キログラムにつき15ミリグラム未満であること。
総水銀	検液１リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、土砂等１キログラムにつき125ミリグラム未満であること。
ジクロロメタン	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液１リットルにつき0．002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１リットルにつき0．002ミリグラム以下であること。
１，２―ジクロロエタン	検液１リットルにつき0．004ミリグラム以下であること。
１，１―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0．1ミリグラム以下であること。
１，２―ジクロロエチレン	検液１リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
１，１，１―トリクロロエタン	検液１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
１，１，２―トリクロロエタン	検液１リットルにつき0．006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
１，３―ジクロロプロペン	検液１リットルにつき0．002ミリグラム以下であること。
チウラム	検液１リットルにつき0．006ミリグラム以下であること。
シマジン	検液１リットルにつき0．003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	検液１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	検液１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	検液１リットルにつき0．8ミリグラム以下であること。
ほう素	検液１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
１，４―ジオキサン	検液１リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
備考	

１　測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年環境庁告示第46号。以下「土壌環境基準告示」という。）別表に定める方法による。
２　この表の右欄に掲げる要件のうち検液中濃度に係るものにあっては、土壌環境基準告示付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
３　「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
４　「検液中に検出されないこと」とは、１に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
５　１，２―ジクロロエチレンの濃度は、１に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

別表第21の３（第51条の８関係）

１	特定埋立て等に供する埋立て等区域の表土が土砂基準に適合すること。
２	埋立て等区域内の浸透水を採取する措置が講じられること。
３	特定埋立て等の施工を管理することができる事務所が設置されること。
４	条例第62条の10（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による利害関係人の同意の取得がなされていること。
５	条例第62条の11（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による住民への周知がなされていること。
６	条例第62条の12（条例第63条の13第２項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町長への説明がなされていること。
７	届出をした者に、特定埋立て等を行うために必要な資力及び信用があること。

別表第21の４（第51条の15関係）

カドミウム	１リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
全シアン	検出されないこと。
有機りん	検出されないこと。
鉛	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム	１リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。
砒素	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
総水銀	１リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。
アルキル水銀	検出されないこと。
ＰＣＢ	検出されないこと。
銅	埋立て等に供する土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	１リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	１リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
１，２―ジクロロエタン	１リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
１，１―ジクロロエチレン	１リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
１，２―ジクロロエチレン	１リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
１，１，１―トリクロロエタン	１リットルにつき１ミリグラム以下であること。

１，１，２―トリクロロエタン	１リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
１，３―ジクロロプロペン	１リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	１リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	１リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	１リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレン	１リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ふっ素	１リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。
ほう素	１リットルにつき１ミリグラム以下であること。
１，４―ジオキサン	１リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。

備考

１　測定方法は、土壌環境基準告示別表に定める方法による。ただし、砒(ひ)素及びアルキル水銀にあっては地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成９年環境庁告示第10号）別表に定める方法、銅にあっては規格Ｋ0102－３の11.2、11.3、11.4、11.5又は11.6に定める方法による。

２　「有機りん」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

３　「検出されないこと」とは、１に掲げる測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

４　１，２―ジクロロエチレンの濃度は、１に掲げる測定方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

第18号様式の次に次の14様式を加える。

第18号様式の２（第51条の３関係）

特定埋立て等実施（変更）届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の８第１項（第62条の９第１項・第62条の13第１項・第62条の13第３項）の規定により、特定埋立て等の実施について、次のとおり届け出ます。

住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）		
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置		
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積		ha
特定埋立て等に使用する土砂等の量		㎥
県外土砂等の使用の有無		有　・　無
特定埋立て等を行う期間		～
埋立て等区域内	表土の汚染状態	
	浸透水を採取するための措置	一時堆積の有無（　有　・　無　）
特定埋立て等完了後の土地の形状		
特定埋立て等完了後の土地の利用目的		
施工を管理する事務所の所在地・連絡先		
施工を管理する者の職・氏名		
関係市町の範囲		
参考事項		

備考　１　住所及び氏名の欄は、変更届出の場合のみ記載すること。
２　特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積は実測とし、ヘクタールを単位として、小数点以下第４位まで記載すること。
３　県外土砂等の使用の有無の欄及び一時堆積の有無の欄は、該当するものに○印を付すこと。
４　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
５　変更届出の場合には、参考事項の欄に、変更理由を記載すること。
６　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の３（第51条の３、第51条の10、第51条の14関係）

検 査 試 料 採 取 調 書

年　　月　　日

<table>
<tr><td>採　取　者</td><td colspan="4">所　　属
住　　所
職・氏名
電話番号</td></tr>
<tr><td>採取した試料の検査結果を証する書類に記載された発行番号等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>試　料　区　分</td><td colspan="4">浸透水　　・　　土砂等</td></tr>
<tr><td>報　告　区　分</td><td>施工前</td><td>定　期</td><td>廃　止</td><td>完　了</td></tr>
<tr><td>採取年月日（天候）</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　）</td></tr>
<tr><td>採　取　場　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>試料を採取した地点の位置図及び現場写真</td><td colspan="4">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項
（浸透水の代わりに土砂等の検査をした理由等）</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　１　試料区分の欄及び報告区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の４（第51条の３関係）

特定埋立て等施行周知実施状況報告書

年　　月　　日

香川県知事殿

報告者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の11（第63条の13第２項において準用する第62条の11）の規定による特定埋立て等施行の周知を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
周知方法	１．説明会開催（　　） ２．書類配布 ３．掲示及びインターネット
周知日時又は周知期間	～
周知範囲又は周知場所	
説明者の役職及び氏名	
出席者数又は配布件数	人
住民からの質問、意見、要望等及びこれらに対する回答	１．住民からの質問、意見、要望等 ２．１に対する回答
特記事項	

備考　１　周知を複数回行った場合は、周知ごとに作成すること。
２　周知方法の欄は、該当するものに○印を付すこと。なお、「１．説明会開催」を選択した場合は、説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載すること。
３　周知日時又は周知期間の欄には、周知方法で「１．説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の日時を、「２．書類配布」を選択した場合は配布期間を、「３．掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示を実施した期間及びインターネットによる閲覧可能期間を記載すること。
４　周知範囲又は周知場所の欄には、周知方法で「１．説明会開催」を選択した場合は説明会の開催の周知を行った住民の範囲を、「２．書類配布」を選択した場合は書類を配布した住民の範囲を、「３．掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示した場所及び閲覧に供したウェブサイトのアドレスを記載すること。
５　出席者数又は配布件数の欄には、周知方法で「１．説明会開催」を選択した場合は説明会の出席者数を、「２．書類配布」を選択した場合は書類を配布した件数を記載すること。
６　周知方法で「１．説明会開催」を選択した場合は説明会で配布した資料（説明会の開催の周知の方法が分かる資料を含む。）を、「２．書類配布」を選択した場合は配布した書類を、「３．掲示及びインターネット」を選択した場合は掲示内容及び閲覧に供したウェブサイトの内容を確認できる書類を添付すること。
７　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の５（第51条の３関係）

特定埋立て等施行説明実施状況報告書

年　　月　　日

香川県知事殿

報告者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の12（第63条の13第２項において準用する第62条の12）の規定による特定埋立て等施行の説明を実施したので、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
説明日時	～
説明場所	
説明者の役職及び氏名	
市町出席者の役職及び氏名	
市町からの質問、意見、要望等及びこれらに対する回答	１．市町からの質問、意見、要望等 ２．１に対する回答
特記事項	

備考　１　説明を複数回行った場合は、説明ごとに作成すること。
２　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の６（第51条の10関係）

土砂等搬入（変更）届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の16第１項（第62条の16第３項）の規定により、土砂等の搬入について、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置				
使用土砂等	土砂等の採取場所		所在地	
			名称等	
			施工者	
			発生・採取形態	
	搬入計画	搬入量	m^3 （うち今回搬入量　　m^3）	
		搬入期間	～	
		搬入者		
		搬入方法		
		搬入経路		

備考　１　土砂等の採取場所ごとに作成すること。
２　変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
３　記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の７（第51条の10関係）

土砂等採取場所証明書

年　　月　　日

（届出者）

様

（土砂等採取場所の責任者）
住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり土砂等の採取場所等について証明します。

土砂等の採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあっては、建設工事等の概要	工　事　名	
	工事発注者	住所 氏名 電話番号
	工事施工期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
証明に係る土砂等の量		m^3
証明に係る土砂等の運搬事業者	住所 氏名 電話番号	
証明に係る土砂等の使用者（特定埋立て等に係る届出者）	住所 氏名 電話番号	
証明に係る土砂等の使用場所の所在地（特定埋立て等を行う場所）		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の８（第51条の12関係）

特定埋立て等土砂等管理台帳

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	

土砂等の採取場所の所在地			年　月分
土砂等の採取場所からの搬入計画量	㎥	前月までの累計搬入量	㎥

搬入日	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	備考
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
	㎥			
計	㎥			

備考　１　採取場所ごとに作成し、特定埋立て等に供する埋立て等区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
２　展開検査等の結果の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の９（第51条の13関係）

特定埋立て等施行状況報告書

年　　月　　日

香川県知事殿

報告者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第１項の規定により、特定埋立て等に使用した土砂等の量について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積</td><td>（届出面積）
ha</td><td>（実施済面積）
ha</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定埋立て等に使用した土砂等の量</td><td>（届出量）
㎥</td><td>（前回報告までの搬入量の累計）
㎥</td></tr>
<tr><td>（今回報告に係る搬入量）
㎥</td><td>（今回報告までの搬入量の累計）
㎥</td></tr>
<tr><td>今回の報告に係る期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
（特定埋立て等開始日から１年ごとの期間とすること）</td></tr>
</table>

土砂等の採取場所・工事名等	搬　入　量（㎥）	参　　考
外部搬出土砂等		
合　　計		

備考　１　今回報告までの搬入量の累計の欄には、特定埋立て等を開始した日から今回の報告に係る期間の末日までに搬入した土砂等の合計量を記載すること。
２　外部搬出土砂等の欄には、特定埋立て等に供する埋立て等区域の外部へ搬出した土砂等の量を頭書に△の記号を付して記載し、これを搬入量の合計から減じた量を合計の欄に記載すること。
３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の10（第51条の14関係）

水質検査等結果報告書

年　　月　　日

香川県知事殿

報告者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

香川県生活環境の保全に関する条例第62条の21第２項の規定により、水質検査等の結果について、次のとおり報告します。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置		
検査の区分	水　質	土　壌
検査試料採取者	所　　属 住　　所 職・氏名 電話番号	
検査試料採取年月日	年　　月　　日	
検査結果	別紙のとおり	
検査の結果を証する書類に記載された発行番号等		

備考　１　検査の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の11（第51条の18関係）

90センチメートル程度

60センチメートル程度

特定埋立て等に関する標識			
特定埋立て等実施届出日	年　月　日		特定埋立て等に供する埋立て等区域の見取り図
特定埋立て等完了後の土地の利用目的			
特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置			
特定埋立て等に供する埋立て等区域の面積			
特定埋立て等を行う期間	開始	年　月　日	
	完了	年　月　日	
届出者 住所 氏名 電話番号			

備考　1　特定埋立て等に供する埋立て等区域の境界付近の公衆の見やすい場所に設置すること。
2　特定埋立て等を行う期間中、風雨等に耐え得る構造とすること。
3　特定埋立て等に供する埋立て等区域の見取り図は、現在位置、周辺の道路等を併せて表示すること。
4　法人にあっては、届出者の欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名並びに電話番号を記載すること。

第18号様式の12（第51条の19関係）

特定埋立て等完了届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定埋立て等を完了したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等の開始年月日	年　　月　　日
特定埋立て等の完了年月日	年　　月　　日
参考事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の13（第51条の19関係）

特定埋立て等休止（廃止）届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定埋立て等を休止（廃止）するので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等を行う期間	開始年月日　　年　　月　　日
	完了予定年月日　　年　　月　　日
届出の区分	休止　・　廃止
休止（廃止）予定年月日	年　　月　　日
休止（廃止）の理由	
特定埋立て等に供する埋立て等区域において休止（廃止）のために講じた措置の概要	
再開予定年月日（休止の場合）	年　　月　　日
参考事項	

備考　１　届出の区分の欄は、該当するものに○印を付すこと。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の14（第51条の19関係）

特定埋立て等再開届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定埋立て等を再開したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の25第３項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
特定埋立て等の休止年月日	年　　月　　日
特定埋立て等の再開年月日	年　　月　　日
特定埋立て等の完了予定年月日	年　　月　　日
参考事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第18号様式の15（第51条の20関係）

特定埋立て等承継届出書

年　　月　　日

香川県知事殿

届出者　　住　所
氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

特定埋立て等に係る届出者の地位を承継したので、香川県生活環境の保全に関する条例第62条の26第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定埋立て等に供する埋立て等区域の位置	
被承継者の住所及び氏名（所在地、名称及び代表者の氏名）	
承継年月日	年　　月　　日
承継の原因	
参考事項	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年10月１日から施行する。

（香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

２　香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第２（第３条、第４条関係） １～３　略 ４　香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第１号）第62条の23 ５～９　略	別表第２（第３条、第４条関係） １～３　略 ４～８　略
別表第４（第４条関係） １・２　略 ３　香川県生活環境の保全に関する条例第60条第２項 ４～６　略	別表第４（第４条関係） １・２　略 ３　香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第１号）第60条第２項 ４～６　略
別表第６（第５条関係） １～４　略 ５　香川県生活環境の保全に関する条例第60条第１項及び第62条の20 ６～12　略	別表第６（第５条関係） １～４　略 ５　香川県生活環境の保全に関する条例第60条第１項 ６～12　略